

ダイハツ工業の生産停止により影響を受ける中小企業者の皆様へ 県制度融資による資金繰り支援をご案内します

！ セーフティネット保証2号による利用が可能となりました

ご利用いただける主な資金の概要・融資条件など

資金名	「セーフティネット資金」(保証2号)	「経営改善サポート借換資金」(保証2号)
概要	経済環境の変化等により、支障を生じている中小事業者に対し、資金の融通を行い、経営の安定を目的とした資金	経済環境の変化等により、償還が負担となっている既往の県制度融資資金の借換を行うことで経営の安定を目的とした資金
ご利用いただける方	<p>次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者</p> <p>(1)ダイハツ工業株式会社又はダイハツ九州株式会社と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、当該事業者の事業活動に20%以上依存している中小企業者</p> <p>(2)当該事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1か月間の売上高、販売数量等(以下、「売上高等」)の減少率の実績が前年同月日10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること</p>	
融資限度額	8,000万円	
利率	1.30%	
資金用途	運転資金・設備資金	
償還期間	10年以内(うち据置2年以内)	
保証人	原則として法人代表者以外不要	
担保	必要に応じて徴求	
保証料	0.70%	
取扱期間 (注1) (注2)	令和5年12月20日(水)から令和6年12月19日(木)の間に、市町村から認定を受けること	
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫	

(注1)令和6年1月26日現在。(注2)取扱期間については延長となる場合があります。

お手続きの流れ

①市町村に認定の申請
【中小事業者】

②取扱金融機関へ
融資の申込み
【中小事業者】

③審査
【金融機関】
【保証協会】

④融資実行
【金融機関】

ご利用にあたっての注意

- 取扱期間をご確認の上、できるだけお早めに融資の申込みをしてください。
- 融資実行までの期間短縮のため、事前に取扱金融機関にご相談されることをお勧めします。
- 認定書は融資が確実に実行されることを約束するものではありません。

セーフティネット保証についてのQ&A

Q1 市町村の認定はどのようにして受けることができますか。

A: 認定書の様式や詳しい要件は、事業所のある各市町村にお問い合わせください。

Q2 セーフティネット資金や経営改善サポート借換資金(セーフティネット保証)を利用する場合、保証限度額は別枠になりますか。

A: セーフティネット保証は、一般資金等とは別枠で最大8,000万円までの保証限度額となります(他に、県制度融資でセーフティネット保証を利用している場合は、合算して8,000万円まで)。詳しくは別途お問い合わせください。

その他のQ&A

Q1 個人事業主も対象になりますか？

A: 信用保証対象業種であれば、法人に限らず、個人やご家族等で事業を営んでいる等、個人事業主の方も、県制度融資の対象になります。

Q2 売上高の減少は、どのような資料で確認するのですか。

A: 試算表や売上台帳等により、売上高等の減少を確認します。これらの書類の写しを添付してください。

Q3 認定されれば、融資実行されますか。

A: 認定書は、ご希望どおりの融資実行をお約束するものではありません。金融機関及び信用保証協会による審査を受けることになります。
あらかじめ、金融機関に本資金の利用について、ご相談いただくことをお勧めします。

お問合せ先

宮城県経済商工観光部商工金融課(商工金融班)

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県庁14階

電話 022-211-2744

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>